

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 2025 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開催日時 2025年6月24日(火) 14時30分～16時00分
3. 評議員現在数及び定足数  
総数 22名、定足数 12名
4. 出席評議員数 16名  
(会議室出席 8名) 蒲生恵美、清水秀樹、滝本浩司、谷口 茂、徳丸浩一郎、成松  
義文、西村 勉、和田伸行  
(Web出席 8名) 遠藤雅也、菅いづみ、久保英明、榊原仁嗣、佐久間順子、寺島大  
悟、笛木正司、牧 展子  
(欠 席) 磯部総一郎、亀井美登里、宗林さおり、田中弘之、丸山鉄平、山岡誠  
朗  
(出席監事) 齊藤 孝、西本恭彦  
(出席理事) 矢島理事長、青山常務理事
5. 議 案 第1号議案 2024年度事業報告(案)について  
第2号議案 2024年度収支決算(案)について  
第3号議案 監事監査報告について  
その他
6. 議 事  
定款第23条の規定により議長は出席評議員の互選により成松評議員が議長となっ  
た。引き続き Web出席の評議員に適時的確な意見表明が互いに行える環境にあること  
の確認があった。
  - (1) 定足数の確認  
議長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があった。
  - (2) 議事録署名人選出  
議事録署名人として、佐久間評議員、清水評議員の2名が選出された。
  - (3) 議案の審議状況及び議決結果  
第1号議案 2024年度事業報告(案)に関する件  
第2号議案 2024年度収支決算(案)に関する件  
第3号議案 監事監査報告について  
  
議長の求めに応じて、総務部長より第1号議案 2024年度事業報告(案)、事務局長  
より第2号議案 2024年度収支決算(案)に関する件について説明があった。

## 第1号議案 2024年度事業報告（案）

まず始めに総務部長より、紅麹関連製品事案を受けて当協会の対応の説明があった。対応として、消費者庁の「機能性表示食品を巡る検討会」において、以下の3点の情報提供と提言を行った。

1. 健康被害の情報提供については事業者が判断できるようなガイドラインが必要である。
2. GMP 製造管理については、製品での GMP に加えて原材料製造も GMP による管理を推奨すべきである。
3. 原材料の安全性を確保するために事業者による自主点検が推奨されているが、何らかルール作りが必要である。

また、機能性表示食品制度の改正がスタートした9月以降は、健康食品業界の信頼回復と発展に向けた協会の考え方と取り組み、今後の方針について年末まで連続シリーズで会員企業向けメールマガジンを発信した。

引き続き、2024年度事業報告（案）に関する件について、既にご送っている事業報告（案）のポイントについて説明があった。

## 公益事業

### 公1 健康補助食品基準設定・認定事業

#### 1. 健康食品部関係

近年、GMP 製品、JHFA 製品の海外展開が増えており、日本の健康食品に対する海外ニーズが高まっていることから、農林水産省補助事業「加工食品クラスター輸出緊急対策」を活用し、認定健康食品の輸出促進を目的とした会員事業者のクラスターによる活動を開始しており、2025年度も継続実施をして行く。

JHFA マークに関する事業については、JHFA マーク認定登録数は新規が6件、その内1件は個別審査型 JHFA、総数が130件で個別審査型 JHFA は8件となっている。普及啓発として協会ホームページの JHFA 製品コーナーで掲載製品の紹介、展示会出展、事業者向けセミナーを実施した。

GMP 製造所認定に関する事業については、2024年度は、新規の GMP 認定工場は10件で、総数182件となっている。認定工場のレベル向上を目的とした「GMP 教育セミナー」には524名の参加があった。また、新規取得促進を目的とした「GMP 導入勉強会」を4回開催し41名の参加があった。また、GMP 製品マークの表示承認の取得増を目指して、関係団体への働きかけや GMP 認定工場への個別アプローチを行い、新規が21件、総数が113件となり、徐々に増加しつつある。工場認定事業の英文証明書発行及びコンサルタント事業については、英文証明書の発行は140件で、部数は160件、コンサルタント

事業の実地は 10 件、協会内での実施が 8 件で合計 18 件に対応した。「健康補助食品 GMP ガイドライン」の改訂については、2025 年版の改訂検討作業を行った。調査員会議等については、主任調査員会議は 7 回開催、調査員会議は 2 回開催した。GMP を考える会は 13 社の参加で活動し、海外展開とフードロス为主题として議論を進めた。海外展開では、日健栄協の「健康食品 GMP」と他の認証等（cGMP、FSSC22000 等）との要求事項の比較を行い、比較一覧表を作成した。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、安全性自主点検登録数は、原材料は 51 件、製品は 8 件、このうち新規登録数は 1 件で、更新は 9 件となっている。「安全性自主点検認証登録の手引書」は改正作業を実施中である。新認証制度の検討については紅麹関連製品事案の影響により、内部では検討したが、表立った活動はできなかった。

## 2. 学術情報部関係

健康食品相談業務の実施は週 2 回実施し、2024 年度は 126 件の相談に応じた。相談内容の内訳として一番多かったのは、安全性（飲み合わせ、副作用）、その次は健康食品利用に係る体調不良についてであった。「健康食品相談室」のホームページを充実させ、また、相談内容の活用促進については、関係省庁等への情報提供の必要性があるものはなかったが、相談者へのフォローアップとか苦情のあった事業者に対し適切な対応を求めたことがあった。

## 公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

### 1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援については、事業者に対する申請の支援として 2024 年度は、相談が 29 件で、内容としては再許可申請と変更届に関するものが多かった。また、相談と申請書チェックをセットにした申請支援は 3 件で、その内 2 件は疾病リスク低減表示の申請だった。疾病リスク低減表示の申請支援のキャンペーンについては、EU 方式の 2 段階表示での申請支援キャンペーンを実施し、5 件の応募に対応した。また、特定保健用食品（再許可等）申請の手引書を発行した。特定保健用食品講習会は、2 月 28 日に開催し、80 名の参加があった。内容は、技術部会の活動報告、消費者庁と当協会との講演を行なった。術部会活動の推進については、3 つの技術部会があり、WG1 の A 班は疾病リスク低減表示の拡大・拡充の可能性について検討、B 班はトクホの魅力拡大を目的に制度のあり方等について検討、WG2 は「特定保健用食品（再許可等）申請の手引書」の作成、それから WG3 は、保健指導時にトクホの利用を提案するための教材の開発等、幅広い普及活動を展開した。普

及啓発活動については、特定保健用食品[トクホ]ごあんない 2024 年版の作成と活用、日本栄養改善学会、日本衛生学会への参加や地元新宿区での講演活動を行った。

## 2. 栄養食品部関係

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動については、日本流動食協会、日本メディカルニュートリション協議会と協力し実施している。2024 年度は消費者庁の今川室長を講師に迎え「特別用途食品・食品表示の最新トピックに関する研修会」を開催した。特活研の分科会活動は、広告分科会、個別評価型病者用食品分科会、総合栄養食品分科会、えん下困難者用食品分科会の 4 つに分かれ活動している。また、連携事業として、特別用途食品の申請マニュアルの内容について検討した。特別用途食品の申請支援については、2024 年度は申請相談 5 件、申請書チェック 2 件の依頼に対応した。

## 3. 機能性食品部関係

機能性表示食品に関する支援事業については、紅麹関連製品事案を始め、様々な制度の見直しにより当協会の事業にも影響があった。2025 年 4 月から研究レビューの手法である PRISMA2020 の準拠への対応を協会として準備していたが、「届出資料事前点検」の運用が廃止されたため、2023 年度より大幅に減少した。

機能性表示食品の届出・広告相談事業については、2024 年度は、会員が 76 件、一般が 7 件の相談があった。機能性表示食品の届出資料の事前点検事業については、消費者庁の事前点検の適切団体認定が廃止されたため、2024 年度の実績は 2 件と大幅に減少した。広告部会・広告審査会の運営については、「機能性表示食品広告セミナー」の開催、広告審査会も 1 回実施した。届出後の分析実施状況公開サイトの運用については、2024 年度は、公開事業者数 29 社、224 製品のデータを公開した。機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施については、地方自治体と連携して、2024 年度は 9 件実施した。会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及・啓発については、機能性表示食品届出資料作成の手引書は 2024 年 4 月に電子版を発刊したが、改定した手引書を用いたセミナーの開催は大幅な制度改正により見送った。PRISMA2020 特別勉強会は、実務者編を 5 回行った。機能性表示食品制度に関する情報の提供は、講演依頼を受けセミナーを 11 回行った。また、ベトナム・台湾・中国の行政官や業界団体等と意見交換を行い、消費者庁との情報交換会に参加した。

## 4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業については、2024 年度は 1 報の掲載を行った。

### 公3 食品保健指導士養成事業

#### 研修企画部関係

食品保健指導士養成講習会について、2024年度はオンデマンド配信により2回開催し、受講者は13名であった。また、受講修了者に対し修了評価認定試験を実施した。食品保健指導士フォローアップ事業として、食品保健指導士の継続学習のための講習会等を日本食品保健指導士会に委託しオンラインで5回実施した。

### 公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

#### 特定保健用食品公正取引協議会関係

公正取引協議会の運営については、通常総会と運営委員会を2回開催した。公正競争規約及び施行規則等の運用については、広告審査会を1回、広告研究会は7回開催し、審査会の事前準備として広告募集範囲とその収集方法とか、特に動画広告に関する様々な課題の絞り込み、収集広告の整理確認のための分担作業、審査会に向けての各広告に対する事前判定の検討及び資料作成のための予備審査会の開催、審査結果報告のフォローアップ等を行った。特保公正マークの審査、承認については、特保公正マーク承認は累計75件でその内、2024年度は26件承認があった。普及、啓発、広報活動については、研修会を1回開催、指導、相談事業については、「特定保健用食品に関する質疑応答集」問52に関する解説書を作成し、特定保健用食品の広告等の表示に関する相談は12件あった。関係官公庁との連携活動については、消費者庁を2回訪問し意見交換を行った。会員数は2025年3月末日現在で36社1団体である。

### 共通事業

#### 1. 健康食品部関係

「健康食品いろいろ相談室」の運営については、2024年度の相談件数は61件で面談を9件行なっている。相談内容は、機能性表示食品、製造管理、安全性など幅広い分野となっている。

#### 2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信については、メールマガジン形態での会員への情報発信を月2回行っている。

#### 3. 渉外広報室関係

会員への情報提供については、メールマガジンの発行、ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載、普及・啓発活動については、展示会への出展活動、報道への対応については、プレスリリースと業界紙等からの取材に対応した。講演講師派遣については、2024年度は25件に対応した。

#### 4. 研修企画部関係

研修事業については、健康食品業界新人向けセミナーをオンデマンドで2回配信した。分野別に特化した新人向け基礎講座はそれぞれテーマ別に開催をした。中堅向け実務講座の開催については、アドバンスセミナーを開催した。また、特別セミナーを開催、内容については、紅麹関連製品事案に関する当協会の対応と考え方について矢島理事長が講演し、機能性表示食品を巡る検討会座長の中川丈久氏が機能性表示食品制度はどう変わったかについて講演した。企業向パッケージ型セミナーについては、3社に実施した。会員獲得会員の維持を目指した「トップセミナー」を開催し、消費者庁の新井ゆたか長官、元TBSアナウンサーの生島ヒロシ氏、当協会の矢島理事長が講演を行った。

#### 5. 九州支部関係

九州支部研修会・セミナーの開催については、九州支部セミナーを3回開催した。また、普及啓発・広報・連携活動を実施した。

### 収益事業

#### 収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

##### 総務部関係

4団体に対して事務室区画の賃貸事業を行った。

#### 収2 受託事業

##### 1. 総務部関係

事務代行受託事業として関係2団体の事務代行を行った。

##### 2. 栄養食品部関係

日本流動食協会からの受託事業を行った。また、フレイル予防産業の構築への参画については、社福協が中心となって取り組んでいるが当協会は食品表示の専門家として協力した。2025年度も継続して協力する予定である。

##### 3. 機能性食品部関係

機能性表示食品の研究レビュー作成事業については、2024年度は1件だった。

### 法人会計

#### 総務部関係

法人組織の運営業務については、評議員会の開催が2回で、定時評議員会では理事、監事の改選を行った。理事会の開催は3回で通常理事会のほか、理事改選

による臨時理事会を行った。また、2023年度監事監査の実施、役員候補選出委員会の開催、業務執行理事会を理事会に合わせて開催した。会員、関連団体に関する事業については、2024年度協会表彰をトップセミナー開催日に行った。事業報告資料編に基づき2024年度の会員数は2025年3月末日で635社、入会25社退会35社との報告があった。公益財団法人の運営については、内閣府への定期報告及び財務状況、事業内容をホームページに公開した。会計・人事・庶務については、各種委員会委員委嘱、出向職員は3名、実務研修生受を7名受入れている。九州支部の運営支援については九州支部総会の開催、運営委員会の開催をした。

## 第2号議案 2024年度収支決算（案）

引き続き、2024年度収支決算（案）に関する件について事務局長より資料に基づき報告があった。

経常収益については、前年度対比 23 万円余の減となった。主な増減は、「受取入会金」が 2023 年度の入会 17 社に対して、2024 年度は 25 社であったことにより増加となっている。また、「受取会費」は入会数より退会数が多かったことにより減となっている。「JHFA マーク許可事業収益」は許可数の減少により減となっている。

「GMP 工場認定事業収益」は 926 万円余の増となっているが、この中にはインボイス制度への対応として GMP 実地調査の際の調査員の旅費の取扱いを変更したことによる増加が 500 万円ほど含まれている。「安全性自主点検認証事業収益」は更新数の減少により減となっている。「機能性表示食品届出支援手数料収益」は届出資料事前点検の減少により減となっているがこれは消費者庁における 30 日ルールの廃止によるものである。「指導士養成事業収益」は受講者の減少により減となっている。「講習会・セミナー事業収益」は機能性表示食品関連の PRISMA2020 特別勉強会の参加費収入の減少により減となっている。「出版物収益」は主に GMP 関連および機能性関連の出版物の販売増により増加となっている。また、農水補助事業を行ったことにより「受取国庫補助金」が発生している。「雑収益」は学会への出展等にかかる経費を会員企業と協会とで折半した際の企業からの分担金が収入として計上されたことから増となっている。

経常費用については、前年度対比 1,206 万円余の増となった。主な増減は、「役員報酬」、「給与手当」、「臨時雇賃金」と管理費を合わせて増加となったが、これは主に、雇用形態の変更によるものである。また、給与等の増加に伴い、退職給付費用、法定福利費が増加している。「旅費交通費」は、先ほど GMP 工場認定事業収益の増加について説明したが、実地調査の際の調査員の旅費をインボイス制度施行に伴い立替金処理ではなく費用として計上することに会計処理を変更したため増となっている。「修繕費」は、受水槽やトイレの修理を行った費用が発生した。「印刷

製本費」は、前年度に比べ GMP 関連、機能性関連の出版物等の作成が少なかったことや、節約によりコピーを減らしたことによるもの。「諸謝金」は、公 4 事業の特保公取協会長への謝金が減少した一方、GMP 関連の謝金が認定数の増加などに伴い増加、また農水補助事業関連で謝金が発生したことにより増となっている。「会場費」は、日本栄養改善学会の出展料等により増となっている。管理費については人件費関係について、先ほど説明した通りでそれ以外については前年度通りの執行となっている。

以上の結果、当期経常増減額は、1,785 万円余の減となり、経常外増減は、2024 年度は特になかった。収益事業については、法人税、住民税及び事業税が 29 万円余計上され、その結果、当期一般正味財産増減額は 1,815 万円余の減となった。一般正味財産期首残高が 4 億 5,717 万 11 円だったので、一般正味財産期末残高は 4 億 3,901 万 488 円となり指定正味財産 1 億円を合わせると、2024 年度の正味財産期末残高は 5 億 3,901 万 488 円となった。公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。経常費用計は合計が 2 億 3,250 万 7,705 円、公益目的事業会計の小計が 2 億 603 万 5,940 円となり、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、88.6%とこれを大きく超えている。また、2 億 603 万 5,940 円が遊休財産額の上限額となるが、当年度末の遊休財産額は 1 億 1,165 万円余で、その適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

2024 年度は赤字会計となったが、2025 年度は、理事長以下職員一同、公益事業を行うために必要な収益の確保に一層努力してまいりた。

### 第 3 号議案監事監査報告について

西本監事より、2024 年度の監事監査として、去る 5 月 26 日（月）に、斉藤監事と西本監事の 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局及び常勤理事等から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告がなされた。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 3 点尋ねたい。1 点目は、会員数が減少しているが原因について分析をしているのかどうか、また、減少を止める対策案があれば伺いたい。2 点目は、疾病リスク低減トクホについて、製品は現在どれくらい発売さ

れていて、消費者からどのような評価を受けているのか分かる範囲内で教えてもらいたい。3点目は、GMPの工場認定事業について、工場の数は全体で約350と言われている、いずれ工場認定に限界が来るのではないかとと思うが、製品マーク表示認証についてはまだまだ可能性があると思うので力を入れてもらいたい。これについて方針や対策あれば聞かせてもらいたい。

常務理事： 私から1点目と3点目について答えさせていただく。1点目の会員数の減少の原因分析だが、事業報告資料編の9ページに入会・退会一覧を添付している。退会35社の主な理由を確認すると、会社の合併や食品関係の事業を廃止した等で、協会の活動に不満があるからということではなかった。一方、入会は25社であったがこれについては、今後、機能性表示食品について新たに取り組もうとしている会社に入会を強くアプローチをしていく等、入会のための普及活動に力をいれていこうと思う。

3点目のGMPについては、評議員が言われたように工場認定も早晚上限が来ると考えられるが、この度の紅麹関連製品事案でGMPという言葉が消費者に大分浸透した。GMPで管理された製品かどうかを確認するには製品の表示を見なければならない。当会議室に協会の180社あまりの認定工場一覧を掲示しているが、この工場で作られた製品にはGMPの製品マークが付けられ、マークを付けるには協会に申請をして審査会で審査をして確認した上でマークを付ける。このマークを付けた製品が増えていけば消費者にGMP認定工場で作られた製品だということが良くわかってもらえるので、増やしていこうと努力をしているがなかなか増えていない。普及の一つとして、当協会の九州支部は通販事業者が多い地域なので再来週に企業の担当者を集めて申請をするための手引きの説明会を行う予定であるが、その場で製品マークの説明もしたいと思っている。また、本日、出席の評議員の方々にも普及の協力を是非お願いしたい。2点目の疾病リスク低減トクホに関しては、特定保健用食品部長が説明する。

特定保健用食品部長： 疾病リスク低減表示トクホについては、当協会会員、業界及び消費者庁や消費者委員会にいろいろ働きかけをしている。制度導入によりカルシウムについて申請があったが、葉酸は全くないという状況だ。規格基準型の他に個別評価型もあるがこちらも暫く申請がなかったが、最近の動きの中で新たに申請が1件あり市場に出た。今のところそれに続く許可はまだないが、守秘義務があるので詳しい事は言えないが、協会の申請支援の努力もあり、今後、数社の申請はあるのではないと思う。また、消費者からの評価については、カルシウムはもう10年以上前から製品が出ているが残念ながら普通のトクホと同じレベルの表示というぐ

らの理解しかなく、疾病リスク低減表示トクホとして注目はされていない。当協会が疾病リスク低減表示を広めるにあたり、やはり消費者に届かないと理解してもらえないということがあり、2年ほど前から管理栄養士や薬剤師、医師等の消費者に疾病リスク低減表示の説明ができる専門家の方々に、制度も含めて疾病リスク低減表示の普及活動を重点的に行っている。このような活動により、今後、そのような専門家の方々を通じて、疾病リスク低減表示トクホの理解が増えていくのではないかとと思うが、実際には、専門家でも疾病低減と疾病リスク低減の区別がつかないという方もいるという状況なので地道に普及活動を続けていかななくてはならないと考えている。

評議員： トクホも重要な事業なので機能性表示食品との明確な差別化を図れるように専門家を通じて普及活動を進めてもらいたい。また、GMPの製品マークに関しても九州支部の会員の方々に普及活動をお願いしたい。事業者側からみると、マークを付けるに当たりどうしても費用が発生するのだが、それが一つのハードルになってる可能性があると思う。現在、業界はまだまだ紅麹関連製品事案の件を引きずって回復途上にあるので、例えばGMPマークを取得したらそれが浸透するまで2年間位は係る費用を半額にしてもらおうとか、何かこう一つ背中を押してもらえような活動をしていただけると非常にありがたいと思うが如何か。

評議員： それに関して私共は受託製造事業者なのだが、お客様に協会のGMPマークの取得を進めると、何人かの方から、ちょっと費用がかかるなという話が出てくる。評議員が言ったように、まずマークを浸透させるという意味でマーク取得の費用を少し安くするとか、期間限定にするとかいう事も普及対策になるのではないかとと思うので、一言意見を言わせてもらった。

健康食品部長： 価格改訂については難しい。一度下げると値上げが出来ないし、現在マークを取っている事業者から異論が出る事になる。評議員が言われたようにタイミングとか時期も大事ではあるが、マークを出来るだけ多く取ってもらいたいという事でもあるので、価格面ではなく、全体の体系を見直すとか別の方法を含めてトータルでマークを取ってもらいやすい環境を作っていきたいと考えているので協力をお願いしたい。

常務理事： 追加すると、確かに価格が高いという事があるのだが価格についてはいじりたくない。評議員が言うようにある期間だけ値下げするという方法もあるが、そうではなく、例えば、現在実施している食品保健指導士養成講習会の受講料を半額にするとか、協会主催の講習会を1年から2年間無料で受けられるようにするなどということをいろいろトータルで考えていきたいと思う。

評議員： 事業報告書 15 ページの機能性表示食品制度に関する情報の提供

について、この度の紅麹関連製品事案で海外からも非常に厳しい目を向けられていると思う。当協会で、ベトナム、台湾、中国等の行政官や業界団体等と意見交換を行ったということだが、それはどのような内容だったのか、また、今、海外から日本の健康食品はどのように見られているのか情報提供いただければありがたい。

機能性食品部長： 台湾と中国の団体と意見交換を行ったが、彼らの一番の関心事は日本と同じように事業者の責任で届出る機能性表示食品制度のようなものを導入したいという事だった。そこで、実際に制度を導入して実施している日本でどのような問題点や課題があったのかという質問が多かった。また、タイとも意見交換を行ったが同じような内容だった。

議長： やはり機能性表示食品制度については日本が先行しているので海外でも消費者のニーズを掴んでこのような制度を行いたいと考えて、いろいろな質問があったという事か。

機能性食品部長： そうです。それまでは日本の特定保健用食品制度に似せた保健食品の国許可の制度が多かったようだが、それだけでは足りない部分があるとの事で、事業者の責任で届出る機能性表示食品制度のようなものを行いたいと色々な課題があるようだ。ちょうど紅麹関連製品事案の件があったので、それが事業者の責任だから起きたものなのか気にしているようであった。

評議員： 私は、保健機能食品制度が消費者に正しく伝わっていないと感じている。先ほどトクホ頑張れみたいな話があったが、特定保健用食品制度が出来て、企業が一生懸命頑張って盛り上げて来ていたが、その後、機能性表示食品制度が導入をされて、最近ではテレビやラジオの広告で、これは機能性表示食品です、トクホではありませんという広告をよく見聞きする。こういう広告がどんどん消費者の耳の中に吹き込まれると、あたかもトクホよりも機能性表示食品の方が優れているかのように受け取られる。私も特定保健用食品制度の創世記に手伝いをさせてもらった関係で、疾病リスク低減表示トクホも含めて、トクホは頑張ってるんだというところをもう少し消費者にアピールをしてほしい。機能性表示食品はあたかもトクホより優れているかのようなイメージを植え付ける広告はいかがなものかなと思ったので一言言わせてもらった。

理事長： ご指摘のように普及啓発がうまくいっていないという事がある。先ほど、特定保健用食品部長からも説明をさせてもらったが、トクホについては日本栄養士会を通じて管理栄養士の方々に食品と医薬品を含めた制度等をしっかり知ってもらうよう普及活動をしてる。昨年度からは、日

本栄養士会の生涯教育のプログラムの中に制度等の説明を入れてもらっている。また、実際に病院に勤務している看護師や、将来、管理栄養士を目指す学生や、その他に栄養改善学会や日本衛生学会のランチョンセミナー等の学会活動で講演の機会をもらい講演を行っている。また、2024年度は新宿区の食育講演会でトクホの説明を行った。まだ十分とは言えないが地道に少しずつ普及活動を行っていきたく考えている。

評議員： 消費者庁の担当者が来年の9月までに機能性表示食品の製造所を250社から300社程回り、GMPを取っていない100社程の工場の底上げというレベルアップというようなことを図りたいという話を聞くが、協会としてGMPを取っていないのところに對する取り組みについて、勉強会の実施等どのような活動をしていこうと考えているのか伺いたい。

常務理事： 来年の9月から機能性表示食品の届出をするにはGMPを取っている事が要件化される。そこで、消費者庁は1年かけて事前の調査をするという事で動いているが、そうすると、当協会等のGMPを取っていないところが出てくる場合がある。その時は当協会も、そのような事業者の相談等に應じ、GMP認証を取ってもらえるようにしていきたいと考えている。

評議員： 分かりました、もう1点、原材料GMPの進捗状況を伺いたい。

健康食品部長： 事業報告書にも記載したが、紅麹関連製品事案を受けて、協会の提言として、原材料GMPも必要だという事を検討会に出させてもらった。現在、協会に原材料GMPの認証制度はあるのだが、なかなか数が増えていない状況だ。現状の流れでは、評議員のような会社が原材料を受け入れ、きちんと試験をしてくれる制度になってるので、まず今はそこのところが大事だと考えている。機能性表示食品等の問題がある程度落ち着くまでは、通知で推奨もされているし、我々協会も認証制度の受け皿を持っている。原材料の工場はいろいろなレベルがあるが実態に合った形で、製品を作る側からも原材料のGMPを取るという事をどんどん発信していく事が大事だと考える。評議員のような会社からも協力をいただき、我々協会も一緒になって進めて行きたい。

評議員： 事業報告書の11ページでサルコペニア用食品の新設要望について関連学会及び行政とのやり取りに取組んだということだが、サルコペニアとフレイル、また、疾病リスク低減表示も機能性成分と言う視点から見ると曖昧な部分が非常に多いような気がするが、今、サルコペニア用食品の議論になっているポイントがあつたら教えてもらいたい。

理事長： これは大事なポイントになるのだが、今、関連の学会のガイドラインの中に食事療法がサルコペニアに有効だという位置付けをしてもらえないか関係団体と一緒に取組んでいるが、まだそのレベルになっておら

ず、関係の先生方の議論がそこまで行く手前だと聞いている。食事療法がサルコペニアに有効かどうかという事をリサーチクエスションをもとにいろいろなデータを集めながら学会としてガイドラインの中にどういうふうにしたらうまく位置付けできるかというエビデンスの議論をしていると聞いている。どのレベルになるのかということ科学的根拠や合理的な根拠も含めて学会としてちゃんと作ってもらわないと、消費者庁も動きづらいと聞いている。その点を疾病リスク低減表示も含めて、関係団体と一緒に取組んで、消費者庁といろいろと詰めていく形になると思っている。

評議員： 2点伺いたい、1点目は、サルコペニア用食品の関連学会を具体的に教えてもらいたい。もう1点は、収支決算で2024年度は赤字会計となってしまう公益事業なのではないかという部分もあるが、特に機能性表示食品届出支援の事前点検事業で13,000,000円ぐらいの減収になっている。常務理事から、今後、公益事業を行うために必要な収益の確保に努力したいとの話があったが、どのような考えがあるのか伺いたい。

理事長： サルコペニア用食品の関連学会については、日本病態栄養学会等が関係してくると思っているが、いろいろなチャンネルがあるので断定的には言えない。栄養と病態に関係するような学会が関わっていると聞いているので、そのようなところに今後どういう形でアプローチしていったらいいのか関係者の間で詰めていかなければいけないと思っている。

常務理事： 2点目の収支決算の収益の確保については、新しく事業を行うというようにではなく、先ほど、評議員からの質疑にもあったように、GMPの認証事業で製品マークを増やしていくとか、また、原材料GMPをできるだけ取ってもらう努力をするのという事が1点、また、機能性表示食品届出支援の事前点検の30日ルール撤廃のショックが、2025年度に入って少し回復してきているという事とPRISMA2020対応の事業が増えてきていて2024年度のような大きな減収はないだろうと考えている。機能性表示食品制度が出来た事でJHFAマークが減少しているが、消費者庁の制度になったので必然的にそうなるのは仕方ない事だと思う。ただ一方で、海外に英文証明書を出してほしいと言う依頼が多くきている。また、現在、農林水産省の補助事業を受けて海外向けにJHFAマークを広めていくにはどうしたらいいかというコンソーシアムを作りいろいろ勉強している。日本の企業が海外に向けて自社の製品を売りたいときは、機能性表示食品は基本的に有効な手段にはならない。そこで協会のJHFAマークの認定を取って売っていくというような事が有効になるのではないかと考えている。

議長： JHFAマーク認定制度とGMP認証制度、これは協会の制度ではあるが、日本の制度というところに持っていけないだろうか。いろいろ難しいステッ

ブがある事は分かるが、制度を整合化したり事業者に協力を得たり、あるいは消費者にPRしたりと一元的に将来を見据え計画をした上で、消費者庁に持っていくのか厚生労働省に持っていくのか、最終的には政治の問題になるとは思うが、日本でこれを行えるところは当協会しかないのではないと私は思っているが如何か。

理事長： 重要なお指摘ありがとうございました。私共も協会内で特定保健用食品、機能性表示食品、JHNF を含めた全ての健康食品の体系的なものをしっかり作って行くことが大事だという議論をして、1年前に消費者庁に話をして理解をもらい始めていた矢先に麹関連製品事案が起こってしまい、考え方やその他いろいろなところを軌道修正しなければならなくなった。実際に苦勞している現場の企業の方々や消費者にしっかり受け入れてもらえるように協会として頑張らなければならないと思っている。簡単に言えないところもあるが、一步ずつ努力しながらいい方向に進めて行くのが協会の団体としての役割だと考えているので、これからも皆様方のご支援、ご協力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長： 収支決算で、受取補助金というのがあったが内容を教えてもらい。

常務理事： 2024 年度に農林水産省の海外輸出のためのコンソーシアムを作るという補助金事業にエントリーして落札し、8 百万円程の補助金をもらった。2025 年度もエントリーしてそれを足掛かりに企業に参加してもらいながらコンソーシアムを作って事業を実施する予定だ。

議長： 分かりました。もう1点、雇用形態の変更により人件費が増えたとなっているがどのような内容か。

常務理事： 雇用形態の変更と言うのは、まず、理事長の勤務日数が増えた事、また、GMP 関連で週2日勤務の人の業務量が増えて事務処理が間に合わなくなり勤務日数を増やしたという事です。

議員： 勤務評価とか報酬体系を底上げして職員の給料が上がったという事ではないのか。

常務理事： 職員の給料は上げてはいないが勤務日数が変わったという事です。

議長： 健康食品とか特定保健用食品等の仕事を実施している協会なので、職員が健康でなくてはいけない、その点も大事だと思ひあえて言わせてもらった。

常務理事： 本日は報告していないが、6月6日の通常理事会で職員のフレックス勤務を承認してもらった。今後しっかり働いてもらえる体制の整備をしていきたいと考えている。

議長： 是非そうしてもらいたい。

評議員： 先ほど、評議員が言っていた保健機能食品制度の周知について、突

拍子のない意見になるのだが、高校の保健体育とか家庭科の授業の項目の中にこれを入れてもらう事は難しい事なのか。

理事長：教科書化については、文部科学省の所管で検定制度の要項というものを定めてそれに基づいて各教科書会社で作る事になるが、そこに話を持っていけるかどうかという事になると思う。話をしてみる価値はあるかと思うが、文部科学省の所管についてはあまり詳しくないのでうまくいくかどうか約束はできない。

評議員：試験の項目の中に入れて勉強するから、保健機能食品制度について皆知ってるという事になり、大変素晴らしいと思うが。

理事長：特定保健用食品については、管理栄養士の国家試験の項目に入っているので大丈夫だが、普通の学校の教科書はまた違う仕組みになっている。

常務理事：教科書ではないが、参考書を作っている会社からマークを載せさせてもらいたいという事が過去にあった。理事長が言ったように教科書に入れるのにどうしたらいいかという事をやってみる価値はあるかもしれない。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り会場に出席の評議員及び Web 会議に出席の評議員全員一致で了承された。

#### その他

理事長よりフレイル予防推進について報告があった。

説明によると、今まで、一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会(仮称)の設立準備に協力して来たが、この度、準備が整い一般社団法人医療経済研究・社会保険福祉協会(社福協)において、6月25日に設立される事となった。当協会も食品表示の専門家として今後も協力させてもらうとの事だった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。